

国府の位置と相模国府の三遷

浅 香 幸 雄

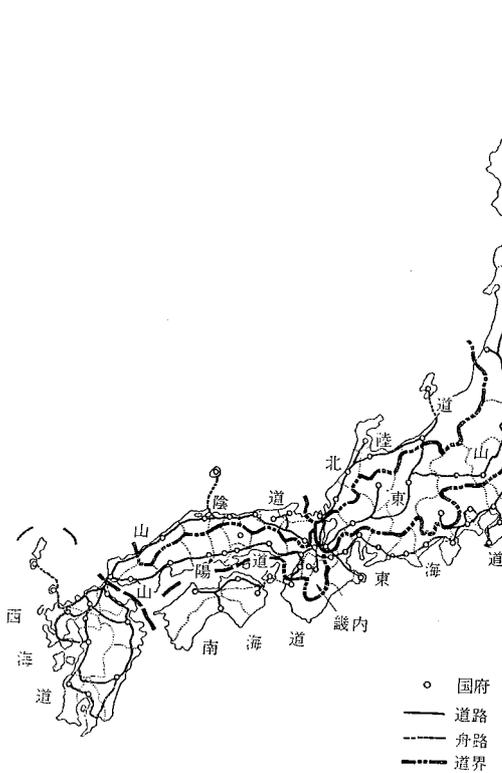
I 緒 言

国府の地理学的研究は藤岡謙二郎教授によって着手され、すでに幾多の報文に接している。教授は国府を地方都市の原初的のものと規定し、これについての歴史地理学的課題を指摘し^①、また多数の協力者を得て国府趾の発掘ならびに復原を行っている^②。筆者また同教授の研究発表の席につらなり、国府の「位置」もまた地理学的研究における重要課題となるべきことを提言した。その後すでに数年を経たが、ここに全国の国府位置を概観し、筆者居住地の近くの相模国府の事例（三遷しているが）を考察し、同学の研究に資料を提供せんとするものである。

筆者は国府位置の考察にあたっては、律令政治における地方官庁としてその所在地を（a）国府の任務・機能と（b）それらを達成するための国内の適地選定との二つの視角を重点とし、その基底として国内諸地域における土地生産力の分布の較差と、その時代による変貌とを中心に、究明を試みようとするものである。

II 全国における国府の分布

地方史研究必携^③により国府の分布図を作ると第一図のようになる。これは日本国郡沿革考等によったもので、平安中期の国府の分布である。国府の位置は後記する相模国府にもみられる如く、律令制制定当初と平安朝とをくらべ



第1図 全国国府の分布図

りに、東日本では西よりにあるというのは、結局は「京」により近い位置をとろうとしているか、各道ごとに表したがってこうした方角別分類を改めて、(a)京に近い (b)国の中央 (c)京に遠いの三区分とし、

ると、異同しているものが若干ある。これらは初期国府の位置のままに固定せず、その後へ転移したためのものであり、国府位置に異説ありとされているものの中にもこうした転移が含まれているようである。国府の分布図(第一図)を作成してわかることは、西日本の諸国では国府はそれぞれの諸国の東よりの地区につくられ(九州や四国のように国々が南北方向に配列されている場合は北よりに、宍岐・対馬両島では東南よりにあるなど)、東日本地域では西よりに位置していることに気づく。そこで念のため各国内を東・中・西(あるいは西・中・東、北・中・南など)に三分し、国府がこれら三地区中のいづれに位置しているかを調べ、これを表にまとめてみた。而して国府が西日本では東よ

第1表 国府の位置

地域	京に近い	国の中央	京に遠い	計
畿内	4	0	0	4
東日本	東海道	7	1	15
	東山道	6	0	8
	北陸道	6	0	7
西日本	山陰道	5	0	8
	山陽道	2	3	8
	南海道	4	1	6
	西海道	8	2	11
計	42 (62.7%)	19 (28.2%)	6 (9.0%)	67 (100%)
東日本	19(63.6)	10(33.3)	1(3.3)	30
西日本	19(57.6)	9(27.2)	5(15.2)	33

にまとめた(第一表)。

これによると、山城(平安期なる故)を除いた六十五国二島中、京に近いもの四二国(六二・七%)、国の中央にあるもの一九国(二八・二%)、京に遠いもの六国(九・〇%)となり、京に近く位置するものが圧倒的に多くみられる。またこれを東日本・西日本にわけてみても大勢はかわらないが、東日本では京に遠いものがより低率(一国一三・三%)なに対し、西日本ではやや高率(五国一五・二%)であるのが注目されるくらいである。

かく国府が、それぞれの国内でも京に近い地域に設けられたことについては、まず国府の役人である国司の任務・機能からみるべきであろう。すなわち国司の長の国守は「ミコトモチ」であり、天皇から節刀を賜わり、天皇權威の分有者(代官)として任国に律令政治を行うのが

中心の任務であったのである。しかもその具体的機能としては「朝集」（京への求心的機能）があり、また日常の政務としては京よりの令達を受け^④、国内の状況報告や貢税をするなどたえず京との連絡が必要であったのである。したがって国府位置の選定にあたっては、まずこれを考えたときべきであろう。また国の中央がこれについて多いのは、国司の主要機能中に「部内巡行」（郡衙から郡衙への経廻・巡視）があり、また国府はそれぞれの国内における政治・経済・文化・和衆の中心たるべきであったことからすれば、容易にうなづけよう。

こうして国府の位置は、律令体制下の国司の重要機能たる朝集と部内巡行をはじめとした一般政務、それに国内諸活動の中心地として、多くは京に近く、あるいは国の中央に位置をとったものといえるのである。

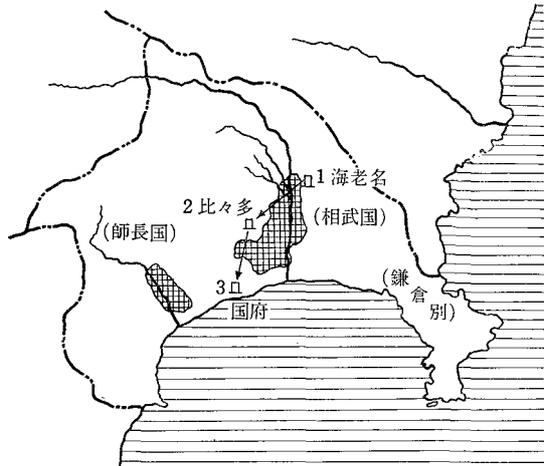
Ⅲ 相模国府の三遷

1 相模国府の三遷と初期国府の位置

a 相模国府の三遷 相模国府は上記の第一図と第一表では国の中央（後記の余綾国府）となっているが、律令制初期からそこにあつたのではなく、第二図の如く三回転移しているのである。初期の国府は相模川東岸の海老名台上（小田急沿線海老名駅東方の台上）にあつたが（海老名国府）、のち平安の初中期に伊勢原の西の比々多（小田急線鶴巻温泉付近の三宮）へうつり（比々多国府）、まもなく大磯町の国府（東海道線二宮付近の国府）へ移っているのである（余綾国府）^⑤。そしてそれぞれの所在年代は海老名国府が二〇〇年内外、比々多国府が二〇〇〜三〇〇年間、余綾国府が三〇〇年余とされている。

海老名国府には国衙趾そのものについては的確に断定できる遺跡がなく、推定されているにすぎない。しかし、国分寺趾は明確であり、その南には市神が残り、また市神の近くに太鼓塚、また北には踊り場などの地名もあつて、とも

して日本の西南の鎮りの役目を果たしていたことが予想される。ほかに山陽道の備前(高島)、南海道の淡路(市村)、それに東日本では東海道の志摩(国府)が京に遠く位置している。これらには当時の国内の生産地域―水田分布・川や海との交通などいろいろ考えられるが、例は極めて少ない。したがって相模の海老名国府の東よりの位置は、全国的にも極めて少ない例といえよう。



第2図 相模国府の三遷

に当時の遺跡として確認されている。また戦後は国分寺のある台の脚部で、河岸趾とそれから相模川に通ずる水路趾とが発掘されるなどのことがあって、国衙趾は国分寺の北部で国分尼寺の推定地の南(国分寺と国分尼寺の中間地区)とされている。こうしてみると国衙・市・踊り場・河岸それに国分両寺を加えると、海老名地区が当時の全相模の政治・経済・交通・和楽・宗教などの中心的機能をはたしていたことを知るのである。

(b) 海老名国府の東偏的位置―全国的にも類少ない―相模の初期国府たる海老名国府の位置は全相模からすれば東に偏し、京に遠い位置にあることになる。そして京に遠く位置する国府は全国的には例の少ないものである。前にもふれた如く、この種のもの西日本では東日本よりもはるかに多いが、山陽道の周防や長門・九州(西海道)の筑前は瀬戸内海交通の関係もあり、また大宰府と結合

2 海老名国府東偏の意義

a 古代における相模平野と足柄平野の土地生産力 相模における条里水田については、筆者も茂田孝・坂本行弘両学士の協力のもとに調査しつつあり、その遺構分布はほぼ確認できる程度に進行している。それを概観すると、相模川中流以下の左右兩岸と玉川・渋田川・鈴川・金目川などの流域を合わせた相模平野と酒匂川流域の足柄平野との二地域にまとまっている。

この両地域の土地生産力についての量的資料はないが、両地域の地形を比較すと、相模平野は三角州がおもであるに対し足柄平野は扇状地がおもである。三角州地域は、水利施設がなく耕耘技術がまだ足耕段階の時期においても^⑥水田（自然水田）として利用される可能性をもっていたのである。これに対し、扇状地は自然のままでは水利にとほしく、時代が進み原初的な水利施設をとまなうに至ってようやく開発の可能性の出てくる地域といえよう。

また三角州の扇状地の土地生産力に関連して豊凶偏差度をみる。多摩川流域の例ではあるが、筆者が近世末期の年貢割付によって算出したものによると^⑦、三角州四・三％に対し扇状地は九・七％である。この資料は近世も末期であるので、この扇状地地域には相当水利施設が加えられていたのであるが、その期にあってもなおかかる開きがみられるのである。ましてや水利施設の皆無と考えられる古代にあつては、その生産力や豊凶偏差度の較差は想像に余りがあるのである。したがって三角州水田は古代にあつては自然水田であり、しかも豊凶偏差度の小さい安定水田であつたのである。しかも相模平野の地積は足柄平野よりもはるかに広がつた。こうして初期の相模国府は他の諸国とは異なり、かく京に遠い東よりの海老名に設けられたとすべきであらう。

b 相模国府と相武国造庁との関連 律令制による相模国は、その前の国造時代しなごの師長国（足柄平野）と相武国（相

模平野と鎌倉別（鎌倉付近から三浦半島）の三者の併合によって新設されたものである。国府の役人たる国司は上記もした如く、「ミコトモチ」で、国守は天皇より節刀を賜わって任国に赴任するいわば律令的な地方官であった。これに対し律令制以前の地方政治の担当者たる国造たちは多くは郡司に任ぜられていた。したがって郡司は非律令的な地方官となったのである。こうした国司と国造との性格の差異は必然的にそれらの政庁たる国衙とかつての国造庁とを全然別個ならしめたであろうことは容易に想像されるところである。しかし相模国についてはこれらの関係について全く確証を得ない。

ただこれに関連して考えられるのは、奈良時代に設けられた国分寺の伽藍配置についてである。上記した海老名国府となる相模国分寺の伽藍配置は、各地にみられる大安寺式や東大寺式などではなく、法隆寺式である。この理由としては、国分寺造立にあつて相模^⑥では国分寺プランによる新伽藍を造立したのではなく、当時すでに国衙付近にあつた伽藍を転用して国分寺としたのではないかの説が有力である。国分寺造営は国司の重要業務であつたが、いづれの国も直ちに一斉に着工したのではなかつた。このため数度にわたつてその建立をきびしく督促されているのである。まして当時すでに国司を命下されても任国に赴かず、いわゆる遙官となつているものも相当あり、国分寺の造営はいっそう遅滞していたようである。相模は大宝元年（七〇・一）の国級改定には上国になつてゐるが、当時上国は全国に三五国（五一・六％）あり、これに大國三國（一九・一％）を加えると、四八國（七〇・六％）となり、上国は全国を通じた国級からは中位あるいはそれ以下となるのである。したがつて上国といつても決して財力にすぐれていたいわゆる上位の国であつたとは、考えられないのである。こうして当時の相模國の財力からするとその国分寺の造営も遅延組に入れられていたことも予想されるのである。しかし幸に国衙付近に法隆寺式の大伽藍がある

ので、これを国分寺に転用したのではなからうかと考えられるに至っているのである。

もしそうであるとすると国分寺に転用された法隆寺式伽藍は如何なるものなのであろうか。恐らくは上述の国造家（相武国造）など以前の有力家のつくった氏寺式のものではなかったか。そうすると国造庁がまたこの付近にあったことになる。してみると、相模国府が、あるいは相武国造庁を引つづき襲用していたのではなからうかということになつてくるのである。（国分寺南方の前方後円墳ひさご塚も相武国造の墳墓とされている）

かくすると初期相模国府たる海老名国府は相武国造庁の地（あるいは至近地区）に造営されたといひ得るのであり、それほど国造時代の相武国の地域（相模平野）の土地生産力が、西の師長国（足柄平野）のそれよりも格段の較差をもつていたのではなからうか。

3 相模国府三遷の意義

a 地域による土地生産力上昇の較差 律令制前・中・後期における相模平野と足柄平野における土地生産力の上昇についての較差をみたい。しかしこれについての実証的資料は筆者はまだ入手していない。そこで近世期における諸地域の生産力上昇率を算出してその趨勢をみ、これから逆に類推する方法をとつてみた。

新編相模風土記稿の各郡の総説には、正保・元禄・天保の三期における各郡の総石高数がかがげられている。これにつき高座・大住両郡を相模平野、また足柄上・下両郡を足柄平野としてそれぞれの石高増加率を算出した（第2表）。

これによると、相模平野では高座郡では石高増加が多いのに対し、大住郡は停滞している。しかし高座郡の上昇には畑や谷戸の開田開畑も含まれているので、古代については相模平野は大住郡並とするのが妥当ではなからうか。す

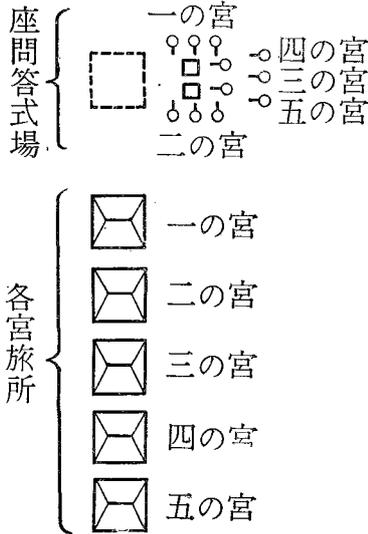
第2表 近世期における地域別の石高増加

年 代	相模平野(旧相武国)		中間地域 (淘綾郡)	足柄平野(旧師長国)		
	高座郡 (%)	大住郡		足柄上郡	足柄下郡	
正 元 天	保	石 38150(100)	60621(100)	7537(100)	23773(100)	23275(100)
	禄	47128(124)	64434(106)	7834(104)	30249(127)	25904(111)
	保	49667(130)	42296(106)	7843(104)	33799(142)	29125(125)

(新編相模風土記稿により算出)

ると相模平野の生産力の上昇は停滞状態にあったといえる。これに対し足柄平野では両郡とも上昇率が大きく、特に上郡に高い。

これらと上記地形とを考えあわせると、三角洲平野である相模平野は律令期はじめから自然水田地域であり、また安定水田地域であつて生産力は大きくまゝまっていたが、この後の生産力の上昇は停滞していた。これに対し、扇状地の広い足柄平野では、律令時代も中後期となると、徐々にあるが灌漑などの土地改良が加えられ、また生産技術も進歩するにしたがつて生産力は上昇をつづけつづあつたのである。この結果平安時代に入ると相模における土地生産力の分布が、律令初期にくらべて相対的に変化し、その均衡化のために国府の転移をうながすに至つたのではなからうか。特に初期の海老名国府は当時の土地生産力の分布によつて東偏的位置をとつてはいたが、国司本来の機能遂行には不便であり、この点も併わさつて、東偏地区から中央地区へと移動をうながしたのである。そして第二次の比々多は当時の東海道についてはそつてはいるが、水運については、海老名よりも不便であり、さらに海辺近くを求めて、大磯地塊中の山丘にめぐらされた国府へ移転したのである。(そして外港を国府津とした)。こうして、全国にも類の少ない国府位置の三遷が行われたのである。(二回目の国府比々多は二〇一三〇年とされるので、はじめから暫定的であつたともなし得ようか)



第3図 神揃山の坐問答などの席

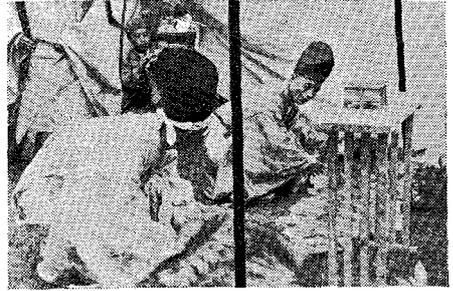
宮までの各社の神輿の坐が設けられ、ここへ午前十時頃から一の宮・二の宮……五の宮の順に各社の神輿が着座し、まず各社ごとに祭典が行われる。これがすむと十一時四十分頃より一の宮の右に別に設けられた席で坐問答が行われる。図のように祭壇の前に一の宮と二の宮の宮司神官が左右にわかれて相対し、中央には三の宮・四の宮・五の宮の宮司・神官が着座する。型のごとくはらいがすむと、一の宮の使丁が虎の皮の敷物を三〇×四〇センチメートル前へ進める。ついで二の宮の使丁が同じく敷物を前へ進める(第4図)。これを互にくり返すこと三度目になると、三の宮宮司が進み出て「いざれ明年まで」(仲裁のことば)と唱え、坐問答は終了するのである。この両社の使丁によつて敷物を進め坐を競うのが坐問答の中心なので、明らかに坐席争いと考えられる。

一の宮・五の宮の起源は伴信友[㊦]によると平安中期としている。とすると、この項に余綾国府への移転が行われ、そこで国内の大社を招いて国府祭が行われたが、その折に一の宮(寒川神社)と二の宮(川匂神社)との間に坐席争いが

b 国府祭における坐問答行事 第三の国府の地大磯町国府に

あつては、いまも毎年六月二十一日に国府祭が行われている。

比高約一〇米の芝生でおおわれた神揃山の浄境に、相模の一の宮から五の宮までの神輿が参集して祭典が行われ、その最終行事として坐問答が行われている。この詳細についてはすでに報告されているが[㊦]、筆者はこの坐問答行事は一の宮と二の宮の坐席争い(一の宮争い)とするのである。その行事の概略を述べると、神揃山上の広場(約三〇〇坪)に第3図のように五の



第 4 図

行われ、これに端を発しその後毎年坐問答行事として継続されるに至ったものはなからうか。

一の宮は旧相模平野地域の代表であり、二の宮は足柄平野地域の代表であるので、この両社の坐席争いは相模・足柄両平野の土地生産力の分布変動に基因するものと推察し得るのである。してみるとこの坐問答行事は上記の国府の転移を国内における生産力の分布変動によるするための有力な傍証となし得よう。

IV 摘 録

1 律令時代の国府の位置をみると、京に近いものと国のほぼ中央にあるものが大部分をしめている。これは国府の機能（朝集と部内巡行）遂行のために適地が選定されたためと考えられる。

2 相模国府は初期には東偏的位置（京に遠い）をとっていたが、これは当時の国内における土地生産力の分布が東に偏していたためである（旧国造庁の襲用もあわせ考えられる）。

平安時代に入って相模国府は二回転移（西南方へ移転）しているが、これはその期に至って土地生産力の国内の分布が律令制初期にくらべて相対的に変化し、その重心が西南方へ移動したためであり、それにともなう均衡化のための移転と考えられる。国府祭の坐問答行事はまたこれを傍証している。

3 こうして初期の地方都市たる国府の立地は、そのもつ機能と背域の生産力との結合の上に行われたと理解し得る。

参 考 文 献

- ① 藤岡謙二郎 国府研究における歴史地理学的課題 地理評三〇巻八号 一九五七年
- ② 同 編 国府の歴史地理学研の究(抄報) 一九五八年
- ③ 地方史研究協議会編 地方史研究必携 五四頁 一九五五年
- ④ 藺田秀融 国衙政治の史的展望 (2)一頁
- ⑤ 石野 英 相模国府と天住国府と余綾国府 神奈川県文化財調査書報告 第二十一集 一二一頁 一九五四年
- ⑥ 大場磐雄 相模国府 神奈川県立図書館編 神奈川県の歴史 第四集 神奈川県の集落 一九六〇年
- ⑦ 海老名町役場 相模国分寺志 一九四〇年
- ⑧ 神奈川県立農事試験場 施肥改善合理化の指導確立に関する調査研究成績
 - (1) 足柄平野(酒匂川流域) 一九五四年
 - (2) 相模平野(相模川その他の流域) 一九五七年
- ⑨ 浅香幸雄 多摩川下流の條理型水田とその自然的基盤 藤本治義教授還暦記念論文集 四一六頁 一九五八年
- ⑩ ⑦に同じ
- ⑪ ⑤ 一六〇頁

伴信友 神社私考(信友全集 二卷)